



# SAUNA

5月/322号

発行所 社団法人日本サウナ協会  
 東京 03 (5275) 1541(直)  
 FAX 03 (5275) 1543  
 〒102-0085 東京都千代田区六番町1  
 (番町一番館ビル2F)

## 未加盟店等に研修を含め 公益法人として広報を検討

(社)日本サウナ協会は五月七日、「平成15年度第1回理事会」を東京ドームホテル会議室(東京都文京区)で開催した。午後二時から中野会長の開会挨拶で始まり、同氏を議長に指名して議事に入った。(3面に連記事)

▼まず、平成十四年度事業報告、同収支決算報告が行われ、いずれも原案どおり承認され、六月の全国総会に諮る。この全国総会について中野専務理事より準備の進捗状況が説明され、「東北ブロックでは初めての開催であり、各支部より大勢の方に参加いただきようお願いしたい」と要請があつた。

また、例年、総会開催地の赤血液センターに贈呈している献血関連車両についても実施することで了承された。

さらに次年度の全国総会開催地について、洪里理事(関西支部会長)より「順番で西部ブロックとしてホストを受ける」旨の話があり、六月の全国総会で発表される予定。

リンガルバジン法)について、この商品を取り扱っているヒサモト産業株の賛助会員加盟と商品の推奨が承され、会員に紹介することした。

告事項で、三月の全国献血キャンペーの結果が報告された。

## 太田まさひさ氏当選



太田 氏

四月に行われた東京都台東区区議会議員選挙で、(社)日本サウナ協会会員店の太田まさひさ氏(株大泉、東京都支部)が上位で当選されました。今後のご活躍を期待します。

- 2面・関西幹部研修会
- 3面・韓国式アカスリを導入して/受動喫煙防止対策/川柳コンクール
- 4面・(随想)イーハトヴに寄せて

## 消防法改正のねらい

東京消防厅OB 森 公一 氏

平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町ビル火災で44人も死んだ。死者が出たのは、火災時の非常通路の確保、消防設備の不備によるもので、このように不特定多数の人間が出入りする建物は常に同じ危険にさらされている。そこで、同様な火災の再発防止を徹底させたため、平成14年10月に消防法が大改正され、今年10月1日から施行される。

①立入検査の時間制限の廃止(24時間検査ができる)。  
 ②罰則の強化(ビルの使用禁止、罰金の引き上げ)。  
 ③有資格者

による「防火対象物の定期点検報告」の義務づけ。

定期点検報告を必要とする防火対象物(建物)には、公衆浴場、飲食店、旅館、ホテル、宿泊所、地下街などが含まれ、また、規模的に防火対象物の全体の収容人員が30人以上、30人以上で3階以上にあり階段が1か所の物となっている。具体的には、建物の所有者や管理人(管理権原者)が防火対象物点検資格者に依頼して点検を行い消防署に報告する。その結果が基準に適合していると、「安心して利用できる所の証明」となる「防火基準点検済証」のマークが表示できる。

## アフタータイムを演出する、爽やかなインプレッション



スキッと香って残らない  
極微香・残香性ゼロ  
新メンズコスメチック

【ヴェクトゥール】

**VECTEUR**  
全14アイテム 價格2,000~3,000円(税抜)



5品セット(例)



3品セット(例)

「純」と「澄」—  
クリアティを追求した  
女性用自然派高級化粧品  
(全品・無着色・無香料) —  
**Puremaje** 【ピュアマージュ】  
全3タイプ 價格3,000~4,000円(税抜)



温泉を併設したホテルである弊社、ホテルマリックスラグーンが韓国式「アカスリ」を導入したのは、平成14年のこと。温泉増進法がこの五月一日から施行された。これに即応して関東の各鉄道駅では喫煙場所の撤去が一斉に行われ、その様子が同日朝のTVニュースで放映された。これまで

プラットホームやコンコースの一角に設けられていた喫煙場所が取り除かれる形で、健康増進法のスタートを強く印象づけた。一方、関西の各鉄道駅では「当分は従来どおり

## 受動喫煙防止対策！ 「健康増進法」による

「（後述の各施設）その他の多くの者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するため必要な措置を講

る」と対照的だ。  
所管の厚生労働省では健康局長が「健康増進法等の施行について」4月30日付けで都道府県知事、政令市長、特別区長に既に通知しているが、とくに同法25条に規定された

### 健康増進法第25条制定の趣旨

「受動喫煙防止対策」について、その具体的な内容と留意点を明示し、「よく理解して関係方面への周知と円滑な運用に配慮をお願いしたい」と要望している。（※以下は要旨）

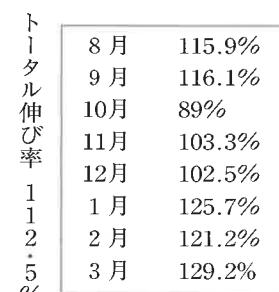
するよう努めなければならぬ」とされた。また、受動喫煙とは「室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること

（4面につづく）

## 韓国式アカスリの魅力たっぷり! 本物志向に大きなプラス効果

ホテルマリックスラグーン 支配人 大山明史氏

CASE STUDY



者が増え、「韓国式」の評判を耳にするようになるとともに、技術的な違いを知るようになりました。

そこで、当サウナ協会賛助会員であるクララボディクリ

場韓国での「アカスリ」体験者が増え、「韓国式」の評判を耳にするようになるとともに、技術的な違いを知るようになりました。

ところが、平成十三年四月に宮崎～ソウル間のアシアナ航空就航をきっかけとして巻き起こった韓国ブームで、本場韓国での「アカスリ」体験者が増え、「韓国式」の評判を耳にするようになるとともに、技術的な違いを知るようになりました。

当初は「日本式がよかつた」などというアンケートもありましたが、導入9ヶ月を経過した現在は、「韓国式アカスリですよね」と確認をしてから定着し安心しています。

日本式をやっていた平成13年8月から14年の3月まで見てみると、トータル伸び率112.5%と安定して伸びており、営業的にも本物志向という弊社の企業イメージにも非常にプラスに働いていると感じています。

年8月から14年の3月までの月間売り上げの前年度比を見ると、トータル伸び率112.5%と安定して伸びており、営業的にも本物志向という弊社の企業イメージにも非常にプラスに働いていると感じています。

当初、それまで働いていた日本人スタッフ2人に韓国式を再教育し、韓国スタッフと一緒に働き始めました。ところがまもなく、習慣の違い、仕事の違い、言葉の違い、といつた様々が問題点があがつてまいりました。

一方、基本コースの値段を@1,600円から@2,800円に上げ、その他にも@6,000円と@9,000円のコースを設けたことで、当初、お客様から「値上がりした」というご不満の声があつたようでした。私の中には、根本的技術の違いを時間が立てばわかつてもらえるという自負がありましたから、それほど案じてはいな

いといった。私の心の中には、根本的技術の違いを時間が立てばわかつてもらえるという自負がありましたから、それほど案じてはいな

いといった。私の心の中には、根本的技術の違いを時間が立てばわかつてもらえるという自負がありましたから、それほど案じてはいな

いといった。私の心の中には、根本的技術の違いを時間が立てばわかつてもらえるという自負がありましたから、それほど案じてはいな

## お客様の声が伝わってくる

（あま湯第5回川柳入賞作品）

温泉を併設したホテルである弊社、ホテルマリックスラグーンが韓国式「アカスリ」を導入したのは、平成14年のこと。8月のことでした。それ以前は日本人スタッフによる日本人「アカスリ」コーナーを自社で運営しており、料金も@1600円(平日)、@1800円(土・日・祝)と手軽にできることが魅力で、ファンも多く問題を感じることはありませんでした。

ところが、平成十三年四月に宮崎～ソウル間のアシアナ航空就航をきっかけとして巻き起こった韓国ブームで、本場韓国での「アカスリ」体験者が増え、「韓国式」の評判を耳にするようになるとともに、技術的な違いを知るようになりました。

そこで、当サウナ協会賛助会員であるクララボディクリ

ーングが名古屋で運営する韓式全身美容を体験してみたところ、そのプロの技術に感銘を受け、社内で今後の「アカスリ」の位置づけを再検討するに至り、思い切って韓国人技術者による本場の「韓国式アカスリ」の導入を決定したのでした。

当初は「日本式がよかつた」などというアンケートもありましたが、導入9ヶ月を経過した現在は、「韓国式アカスリですよね」と確認をしてから定着し安心しています。

日本式をやっていた平成13年8月から14年の3月までの月間売り上げの前年度比を見ると、トータル伸び率112.5%と安定して伸びており、営業的にも本物志向という弊社の企業イメージにも非常にプラスに働いていると感じています。

当初は、本格的な韓国全身美容技術を日本人スタッフに伝えることは業界の健全化の第一歩と思い、韓国人技術者を軸として意欲的に取り組んでいましたが、まだまだ細かい問題があります。

弊社は、本格的な韓国全身美容技術を日本人スタッフに伝えることは業界の健全化の第一歩と思い、韓国人技術者を軸として意欲的に取り組んでいます。まだまだ細かい問題があります。

かつたのですが、ホテル側は心配なさつたようでした。

価格の問題は実際体験な

ったお客様の声が伝わってく

ることで納得していただけ

ることになり、それ以外の細か

い問題も、ホテルの皆様や現

場スタッフの工夫によって解

決してゆきました。

弊社は、本格的な韓国全

身美容技術を日本人スタッフに

伝えることは業界の健全化の

第一歩と思い、韓国人技術者

を軸として意欲的に取り組

んでいます。まだまだ細

かい問題があります。

弊社は、本格的な韓国全

身美容技術を日本人スタッフに

伝えすることは業界の健全化の

第一歩と思い、韓国人技術者

を軸として意欲的に取り組

んでいます。まだまだ細

かい問題があります。

弊社は、本格的な韓国全

身美容技術を日本人スタッフに

## 〔隨想〕

# イーハトヴによせて

(社)日本サウナ協会相談役 山田淳雄

“イーハトヴ”とは、皆さんご存じの“雨ニモマケズ”を残した宮沢賢治が、生まれ育ち三十七歳という短い生涯を送った岩手県であり、その自然と風土をこよなく愛し自ら名づけた地名である。

宮沢賢治は中学から盛岡高等農林学校と、その長い期間を盛岡で学んだ。暇を

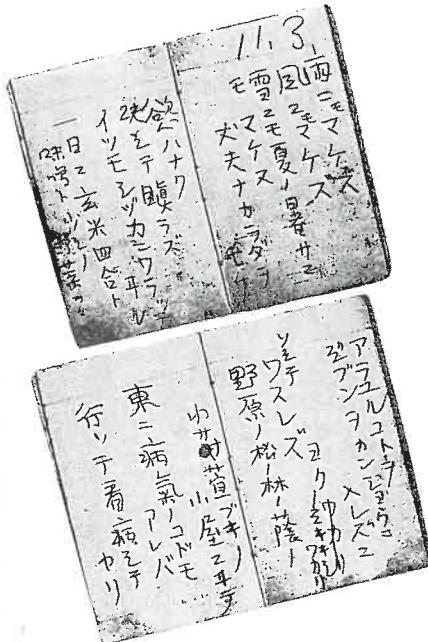


宮沢賢治 (1896~1932、花巻市出身)「風の又三郎」などの童話作家としてのほか農業、教育、宗教などの才能にあふれる岩手を代表する偉人。宮沢賢治童話村、宮沢賢治記念館などに多くの人が訪れる。

みつけでは、盛岡郊外の散策はもとより岩手山をはじめ連なる山やまを幾度ともなくのぼったこの土地は、

彼にとってまさに、青春時代のドリームランドであつたろう。

大正六年(1917年)の夏、友人たちと盛岡から西に延びる秋田街道を、夜を通して歩き零石(しづくいし)の春木場まで行つてしまつた。この体験を「秋田街道」という短編にまとめている。今日通るまつ直ぐな国道とは違い、街道に沿つて樹木が繁り、ところどころに馬とひとつ屋根の



徒であった。

終生就職したのは、教員と石灰会社。あとは農業、これこそ宮沢賢治が死の直前夜までも病床から起き、農家に肥料配分を教えるほ

も一心不乱に取り組む“がんばる”さんの眞面目な学

嘱されるほど、なにごとに世に残した膨大な原稿用紙やノートにしたためた和歌・詩・童話・講義原稿に、何回もかさねた推敲のあとを観て深い感銘をうける。

周到な地質調査は幾つかの深い渓谷を溯り、その谷の崖の上を走る山路はかつてないほど細く、辿ると周りから覆いかぶさつた樹木で、昼間ですら薄暗い。ひとり歩きは薄気味悪くてしょくり残り、幾条もの細く白い滝が落ちている、すばらしい景色をたくさんのが、反面、永いこと自然が

花巻郊外に宮沢賢治記念館を訪ねて、黒い革表紙の手帳にしたためた直筆、賢治の詩“雨ニモマケズ”を見学、おびただしい数の和

る。

ある国訳妙法蓮華経、自らの作曲した音曲を聴きながら玄関わきの宮沢賢治が設計した花壇に別れを告げて“イーハトヴ”をあとにした

よう。

\* \* \*

写真は日本百科事典(発行小学校)より

や)などの風情を見事に描写している。

彼は盛岡高等農林学校の本科を卒業のあと研究生となり、ますます、地質・土壤・肥料の研究に熱中する傍ら、県より同県碑貫(ひえぬき)郡の地質調査を委嘱されるほど、なにごとに

合ト味噌トタノ野菜ヲタベ」の粗食を自ら強いて行者的生活を過ごしながら、

で打ち込んだ仕事の農事相談員。“雨ニモマケズ”の詩にある「一日ニ玄米四合ト味噌トタノ野菜ヲタベ」の粗食を自ら強いて行者的生活を過ごしながら、

で“世界がぜんたいに幸せにならないうちは個人の幸福はありえない”とむすんでいる。

亡くなる前の年、三十六歳の春、宮沢賢治の自伝と思われる童話「グスコープドリの伝記」を発表、イーハトヴの大きな森の中に生まれたブドリが、ひるむことなく兄妹・工場・農地・教育者・科学研究・秋の収穫・大気測候など現世の社会問題を生き抜く姿を宮沢賢治の目の高さで描いてい

る。

花巻郊外に宮沢賢治記念館を訪ねて、黒い革表紙の手帳にしたためた直筆、賢治の詩“雨ニモマケズ”を見学、おびただしい数の和

歌と詩の草稿、地質調査で採取した鉱石の数々、賢治愛用のセロ、父への遺言である。

く)温泉に通じている道に歩を進める宮沢賢治を思いうかべる。

宮沢賢治は大の温泉好きで、あつたと、花巻農学校の教え子の多くが先生を偲び、親しみをこめて人とのな

りを語る。農作業や地質調査で疲れた身体を癒しに生徒と一緒に行きづりの温泉に樂しげに浸かっていたことであろう。

「農民藝術概論」を語り、聴かせ、そして反応を読んで、世界がぜんたいに幸せにならないうちは個人の幸福はありえない」とむすんでいる。

（3面よりつづく）

受動喫煙により非喫煙妊婦であつても、低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告がある。

本条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するため、多数の者が利用する施設に推進することとしたもので

煙を防止することとし、これにより国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたもので

を課すこととし、これによりを管理する者に対し、受動喫煙を防止することとしたもので

ある。

本条は、受動喫煙防止措置の具体的な方法

この措置には、当該施設内を全面禁煙とする方法と、施設内の喫煙場所と非喫煙場所に分離(分煙)する方法があり、施設の規模・構造、利

用状況等は、各施設により様々であるため、施設の態様や利用のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める必要がある。

（3面よりつづく）

### ◆ 健康増進法第25条の対象となる施設

対象となる施設として、学

校、体育館、病院、劇場、観

覧場、集会場、展示場、百貨

店、事務所、官公署施設、飲

食店が明示されているが、こ

のほか「その他の施設」として、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含んでおり、同条の趣旨から、鉄軌道車両、バス及びタクシーカー両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含まれる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を知らせて理解と協力を求

める等の措置を取ることも、受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を知らせて理解と協力を求

める等の措置を取ることも、受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を知らせて理解と協力を求

める等の措置を取ることも、受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を知らせて理解と協力を求

める等の措置を取ることも、受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を知らせて理解と協力を求

める等の措置を取ることも、受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を知らせて理解と協力を求

める等の措置を取ることも、受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を知らせて理解と協力を求

める等の措置を取ることも、受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を知らせて理解と協力を求

める等の措置を取ることも、受動喫煙防止対策として効果的と考えられる。

（厚生労働省ホームページ参考照）などを参考にしながら喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙りが流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止措置の方

法を採用する必要がある。

なお、完全禁煙を行つてい

る場所ではその旨を明示し、

また分煙を行つている場所

では、禁煙場所と喫煙場所

の表示を明確に行い、周知を図

るとともに、来客者等にその

旨を